

審 査 基 準 整 理 票

処 分 名	社会福祉法人以外の者への養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホームの経営許可を受けた者が申請事項を変更する際の許可		
根 拠 法 令 名	社会福祉法 (昭和 2 6 年法律第 4 5 号)	(条項)第 6 3 条第 2 項	
基 準 法 令 名	社会福祉法 (昭和 2 6 年法律第 4 5 号)	(条項)第 6 3 条第 3 項において準用する第 6 2 条第 4 項	
	養護老人ホームの設備及び運営に関する基準 (昭和 41 年厚生省令第 19 号)		
	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準 (平成 11 年厚生省令第 46 号)		
	軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準 (平成 12 年厚生省令第 107 号)		
所 管 部 署	健康保険部	健康長寿課	高齢福祉係
標 準 処 理 期 間	6 0 日	法定処理期間	— 日
<p>【審査基準】 ・ 文書の名称 【 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について (平成 12 年老発第 307 号厚生省老人保健福祉局長通知) 】</p> <p>【 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について (平成 12 年老発第 214 号厚生省老人保健福祉局長通知) 】</p> <p>【 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準について 】 (平成 20 年 5 月 30 日老発第 0530002 号厚生労働省老健局長通知) 】</p> <p>・ 掲載図書等 【 】</p> <p>・ 内 容 <input type="checkbox"/>全部記載 <input checked="" type="checkbox"/>一部・項目のみ記載</p> <p>[社会福祉法人以外の者への養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホームの経営許可を受けた者が申請事項を変更する際の許可に係る審査基準]</p> <p>社会福祉法人以外の者への養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホームの経営許可を受けた者が申請事項を変更する際の許可は、申請に係る事業の種類に応じ社会福祉法第 65 条の規定に基づき厚生労働大臣が定めた最低基準 (養護老人ホームの設備及び運営に関する基準、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準又は軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準) 及び上記通知並びに社会福祉法第 62 条第 4 項各号に定める第 1 種社会福祉事業の許可に係る基準に準じて行うものとする。</p> <p>なお、上記省令及び通知は、担当課において備え置く。</p>			

参 考

[根拠法令]

社会福祉法

(変更)

第63条 略

- 2 前条第二項の規定による許可を受けた者は、同条第一項第四号、第五号及び第七号並びに同条第三項第一号、第四号及び第五号に掲げる事項を変更しようとするときは、当該都道府県知事の許可を受けなければならない。

[参考法令]

社会福祉法

(施設の設置)

第62条 1～3 略

- 4 都道府県知事は、第二項の許可の申請があつたときは、第六十五条の規定により厚生労働大臣が定める最低基準に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準によって、その申請を審査しなければならない。

- ・ 当該事業を経営するために必要な経済的基礎があること。
- ・ 当該事業の経営者が社会的信望を有すること。
- ・ 実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する経験、熱意及び能力を有すること。
- ・ 当該事業の経理が他の経理と分離できる等その性格が社会福祉法人に準ずるものであること。
- ・ 脱税その他不正の目的で当該事業を経営しようとするものでないこと。

5 略

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。